

平成27年第2回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成27年2月25日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	委員長 檜垣昌子	委員 嶋谷珠美	
	委員 森岡謙二	委員 森下淑子	
	委員 加藤和宣	教育長 内田隆	
欠席委員	なし		
事務局職員	事務局次長	教育政策課長(教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	教育指導課長	教育改革・教育支援担当副参事	
	生涯学習・スポーツ振興課長	スポーツ施策推進担当課長	
	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	体育協会事務局長	
	飛鳥山博物館長	中央図書館長	
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	4号	平成26年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	承認
2	5号	東京都北区立中央公園文化センターに係る行政財産の使用許可について	承認
3	6号	東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場に係る行政財産の使用許可について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	15号	教育未来館体育館の地域開放について	了承
5	16号	滝野川紅葉中学校体育館の非構造部材脱落防止工事の実施について	了承
6	17号	区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会の進捗状況について	了承
7	18号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成27年第2回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成27年2月25日(水) 13:30

- 檜垣委員長 それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立しております。これより、平成27年第2回北区教育委員会臨時会を開会いたします。
 日程第1、第4号議案「平成26年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を議題に供します。
 事務局から説明をお願いいたします。
- 教育政策課長 委員長
- 檜垣委員長 教育政策課長
- 教育政策課長 それでは、平成26年度東京都北区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてです。冊子をごらんいただけますでしょうか。
 2月10日の協議会でいただきましたご意見等により、前回お示しさせていただきました報告書から、3点修正をかけさせていただきました。
 1点目です。5ページをおあげください。教育委員会の状況の中学校生徒と意見交換の記述のところを平成26年度の内容に修正をさせていただきました。
 次に、51ページをごらんください。2の赤ちゃんのためのお話会開催状況のグラフの開催回数ですが、平成25年度と平成26年度、こちらを修正させていただきました。
 また、67ページをごらんいただけますでしょうか。67ページ、25、魅力的な文化・歴史学習の推進のふるさと農業体験館の記述の一部を修正させていただきました。内容といたしましては、下から4行目の一番右側になりますが、前は「田んぼのそば」というところが、「そばには田んぼがある」という記述に変えさせていただきました。
 ほかにつきましては、前回お示したものと変わっておりません。
 以上でございます。
- 檜垣委員長 本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

 (質疑・意見なし)
- 檜垣委員長 それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

 (異議なし)
- 檜垣委員長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
 次に、日程第2、第5号議案「東京都北区立中央公園文化センターに係る行政財産の

使用許可について」及び日程第3、第6号議案「東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場に係る行政財産の使用許可について」を一括して議題に供します。

事務局から説明をお願いします。

生涯学習・スポーツ振興課長

委員長

檜垣委員長

生涯学習・スポーツ振興課長

生涯学習・スポーツ振興課長

それでは、第5号議案、第6号議案を一括してご説明をさせていただきたいと思えます。2件とも新規の行政財産の使用許可の案件を付議させていただくものでございます。

まず、第5号議案、東京都北区立中央公園文化センターに係る行政財産の使用許可についてでございます。こちらにつきましては、中央公園文化センターの自動販売機の設置についての案件でございます。

本施設では、以前より自動販売機を設置しております。指定管理者制度導入時からは指定管理者の自主事業として設置をしています。これまでは、区長部局の行政財産を担当する所管のほうから、中央公園文化センターは、国有地、そして国の施設を無償借用しているということから、営利活動である指定管理者の自主事業につきましては、現在のところ使用許可を出せる案件ではないという判断がございました。

このような判断から、これまではこの手続ができない状況でございました。この間、自動販売機に関しましては、区として取り組みの方針等の変更がありまして、当課としましてはさまざまな部署と協議を進めてまいりましたところ、今回行政財産を所管する部署から使用許可を出すことが可能との判断をいただきました。平成27年度から正式に新規の行政財産の使用許可についてお諮りをさせていただくものでございます。

議案を1枚おめくりいただきたいと思えます。本件につきましては、今申し上げましたように、中央公園文化センターに係ります行政財産の使用許可ということで、申請者は指定管理の業務を請け負っております、株式会社旺栄でございます。

使用許可する財産につきましては、今ご説明しました東京都北区立中央公園文化センターの数量2.21㎡で、使用目的、3番につきましては、飲料水の自動販売機3台の設置でございます。

使用許可期間、使用料については、お示しのとおりでございます。

もう1枚、おめくりいただいて、3ページ、左側をごらんいただければと思えます。中央公園文化センターの平面図でございます。下側が1階、下側から入り口になっておりまして、向かって右側の談話室のところに自動販売機が2台と、2階のほうを上がりましてロビーに自動販売機が1台、計3台を設置させていただくというところでございます。

その後の4ページ、5ページが、自動販売機のパンフレットを添付させていただいているところでございます。6ページ、7ページからは、使用許可の内容についてお示しをさせていただいているところでございます。

5号議案についてのご説明は以上で、引き続き6号議案について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、東京都北区立北ノ台スポーツ多目的広場に係ります行政財産の使用許可でございます。

議案を1枚おめくりいただきたいと思っております。本件は、今申し上げましたように、北ノ台スポーツ多目的広場に係る行政財産の使用許可ということで、申請者は株式会社ジェイコム東京北でございます。

使用許可する財産につきましては、北ノ台スポーツ多目的広場の数量0.48㎡で、使用目的、3番につきましては、都市型CATV施設、同軸ケーブルの添加用鋼管柱の設置でございます。

使用許可期間、使用料については、お示しのとおりでございます。

もう1枚、おめくりいただいて、3ページに設置場所をお示ししてございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

それでは、ただいまの各委員のご意見を伺いますと、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

檜垣委員長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定いたします。
次に報告事項に移ります。日程第4 報告第15号 「教育未来館体育館の地域開放について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、教育未来館体育館の地域開放について、ご報告いたします。
1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をごらんいただきたいと思っております。
1の要旨でございますが、滝野川分庁舎の敷地内にある体育館は、平成27年4月1日より、教育未来館として使用いたします。本体育館は、教育未来館が使用しない時間について地域開放を行うものでございます。
2の開放内容についてでございます。スポーツ利用につきましては、開放日時は、火、木、土曜日は午後6時30分から午後9時30分まで、第1、第3日曜日は午前9時から午後6時までとなります。利用料金につきましては、昼間においては、3時間で2,200円、夜間においては3時間で3,900円となります。その他利用につきま

しては、開放日時は、教育未来館の使用及びスポーツ利用を除いた日時となります。料金につきましては、昼間においては、5時間以内で2,600円、夜間においては、3,900円となります。

3の今後の予定でございます。3月に東京都北区教育未来館設置条例及び東京都北区教育未来館設置条例施行規則を改正いたします。また、3月28日から3月29日にかけて教育未来館の移転を行います。スポーツ利用につきましては、4月に申込みを開始し、7月から利用を開始いたします。その他利用につきましては、4月になり、準備が整い次第利用を開始いたします。

4のその他についてでございます。利用受付等の事務処理についてですが、スポーツ利用については、生涯学習・スポーツ振興課が行い、その他利用については、学校地域連携担当課が行います。

5の周知等でございます。4月10日号の北区ニュースや北区のホームページで周知を図ってまいります。また、利用登録団体へは、生涯学習スポーツ振興課等の体育系窓口や抽選会場にて周知を行います。」

以上でございます。

檜垣委員長	本件について、ご質疑またはご意見はございますか。
森下委員	委員長
檜垣委員長	森下委員
森下委員	利用者が車で来られた場合はどうするのでしょうか。
生涯学習・スポーツ振興課長	車等の扱いでございますが、この未来館に限らず、スポーツ施設については、原則公共交通機関等に来ていただきたいという願いはさせていただいているところでございます。
森下委員	わかりました。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。よろしいですか。 (質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。 次に、日程第5、報告第16号、滝野川紅葉中学校体育館の非構造部材脱落防止工事の実施について、事務局から説明をお願いします。
学校改築施設管理課長	委員長

檜垣委員長

学校改築施設管理課長

学校改築施設管理課長

それでは、報告第16号、滝野川紅葉中学校体育館の非構造部材脱落防止工事の実施について、ご報告をさせていただきます。学校体育館につきましては、東日本大震災を機会に改正されました建築基準法等に合わせまして、天井材を初めとする非構造部材等の脱落防止対策を強力に推進してきてございます。昨年6月時点での全国のつり天井の耐震対策状況が、わずか3%なのに対しまして、これからご説明します対策を行いますと、北区では100%の完了状況となることになってございます。

このたび、唯一対策が未完了となってございました滝野川紅葉中学校の体育館につきまして、工事計画がまとまりましたので、その概要と工事期間中の体育館に係る扱いについて、ご報告をさせていただきます。

資料にはないのですが、新校舎の滝野川紅葉中学校の体育館が、なぜ今回対策の対象となってしまったのかについて、簡単にご説明をさせていただきます。新校舎の設計業務ですが、平成21年度から22年度について行わせていただきました。その平成22年度の末、平成23年3月11日に東日本大震災が発災してございます。それ以降、建築工事に入りましたが、工事の段階で法改正の動きを注視しながら、その時点における最善の工法で天井対策をやってまいりましたが、結果的に平成25年7月に国交省から公布されました新しい天井に係る基準について、新校舎が開設以来、改めて適合調査を行いましたら、改修レベルでは適合状態にはもっていけないと、1回除去が必要だという検討結果が出たものですから、今回ご報告させていただき対応をさせていただきたいと考えてございます。

まず、1の工事計画でございます。(1)としまして、工期は、今年の7月1日から9月末までの約3カ月を予定してございます。なお、(3)にありますとおり、工事中は体育館全体が使用できなくなるため、工事の実施時期につきましては、授業や部活動の影響を考慮して学校と調整し、決めたものでございます。

(2)に工事内容をお示ししてございます。①としまして、まずは新たに定められました安全基準に適合していない天井を全て除去させていただきます。その上で、②としまして、耐震対策が必要とされる特定天井に該当しないよう、軽量の天井部材を新たに設置させていただきます。対策が求められます特定天井ですが、米印でお示ししましたとおり定義されてございます。高さ6m以上に設置された天井の面積が200㎡以上のもので、部材の質量が1㎡につき2kg以上のもので、これが特定天井とされて危ないといわれているものでございます。

滝野川紅葉中学校ですが、高さが9.5メートル、天井面積が950㎡、この部分の変更がききませんので、部材の質量を軽量化することで新たな基準に適合する天井とさせていただきます。具体的には、今現在の部材が1㎡当たり4.8kgあるものを、1.98kgのグラスウール製の部材に変更させていただきます。

次に、大きな2の工事期間中の体育館に係る取扱いについてです。まず、(1)の学校教育についてですが、①の体育の授業につきましては、夏であり、また体育は水泳を中心とする授業となることと、授業の内容によっては武道場を代替施設として使えることができることから、ほとんど影響がないものと考えてございます。

②の部活動についてですが、先ほど教育政策課長から報告がありましたとおり、今後開設の教育未来館体育館を一般利用に優先して確保して、代替施設として使用できるようにしたいと考えてございます。

次に、(2)の地区体育館についてです。工事中は、体育館の貸出は休止とさせていただきます。なお、利用者には、北区ニュース、4月10日号を初め、施設予約システムへの掲載、生涯学習・スポーツ振興課等の体育系窓口での案内掲示、抽せん会等で事前に周知するとともに、最寄のスポーツ施設に当たります教育未来館体育館を初めとした、その他のスポーツ施設の利用をご紹介させていただきたいと考えてございます。

最後に、(3)の工事期間中の災害対応についてです。同校はほかの区立学校同様に災害時の避難所として指定されてございます。そのため、防災課から地元町会自治会や学校と事前調整の上、万が一の際の対応を今後検討していただき、周知が図られる予定となっております。

私からの報告は以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。よろしいですか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第6、報告第17号、区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策
推進担当課長

それでは、区内スポーツ施設等バリアフリー化検討会の進捗状況につきまして、私よりご説明させていただきます。報告第17号の表紙を1枚おめくりいただきまして、委員会資料をごらんください。

1の検討会の要旨でございます。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据えまして、障害者や高齢者がスポーツに参加しやすい環境を整備するために、パラリンピック出場選手等から構成される検討委員の助言を受けまして、スポーツ施設及びスポーツ施設までのルートのバリアフリー化に向けた調査・検討作業を現在進めているところでございます。

続きまして、2の検討会の経過でございます。昨年の11月に検討会を設置いたしまして、第1回検討会を開催いたしました。主な議題は、調査の進め方や、調査・施設の選定、音声誘導システムの導入検討などでございます。施設調査につきましては、最初に、障害者に配慮された理想的なスポーツ施設として、障害者総合スポーツセンターの施設調査を行いました。

続いて、12月に、第2回検討会を開催いたしまして、施設調査及び最寄のバス停、または駅からのルートにつきまして現地を実際に歩きまして、調査をいたしました。スポーツ施設の調査に関しましては、駐車場から正面玄関、受付、トイレ、更衣室、洗面台、シャワー設備、通路、階段、アリーナなどの設備一つ一つを障害者に利用しやすい構造になっているかの調査を行いました。調査した施設は、お示しの3施設でございます。

1月に、第3回検討会を開催いたしました。調査した施設は、お示しの6施設でございます。

2月に、第4回検討会を開催いたしまして、調査した施設は、お示しの2施設でございます。

3、今後の予定でございます。3月に、第5回検討会を開催いたしまして、中間報告のまとめを行う予定でございます。また、視覚障害者のための音声による道案内である音声誘導システムにつきましては、最寄の駅から滝野川体育館及び障害者総合スポーツセンターへのルートの導入を実施する予定でございます。

5月から6月にかけて、補足の施設・ルートの調査及び関係団体等の意見聴取を行います。

7月から9月にかけて、音声誘導システム導入施設の選定と、最終報告のまとめを行う予定でございます。

私からの報告は、以上でございます。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

(質疑・意見なし)

檜垣委員長

ご質疑またはご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第7、報告第18号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

委員長

檜垣委員長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、後援・共催事業につきまして、ご報告申し上げます。報告第18号をごらんください。今回は、名義使用承認報告が9件、事業実績報告が5件でした。初めに、名義使用承認報告です。1枚おめくりをいただきたいと思います。

1件目でございます。屋鋪要氏による北区ベースボールアカデミー前期です。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催で、4月6日～7月13日の間、祝日を除く毎週月曜日、全14回、中央公園野球場で実施されます。

2件目は、きたく子ども劇場 鑑賞例会 平成27年度前期です。きたく子ども劇場

の主催で、4月19日～9月13日の間に、全7回、東十条ふれあい館や、北とぴあ等で開催されます。詳細は、別紙1をご高覧ください。

それでは、おめくりいただきまして、3件目です。きたく子ども劇場 遊び表現活動 平成27年度前期です。きたく子ども劇場の主催で、お示しの日にちに、赤羽自然観察公園などで実施されます。

4件目は、第I期レディースフットサル教室です。特定非営利活動法人れっど★しゃっふるの主催で、4月13日～7月13日までの間、祝日・休館日を除く毎週月曜日・全10回、滝野川体育館で行われます。

5件目です。第55回日本木琴協会東京支部マリンバコンサートです。日本木琴協会の主催で、6月21日に、滝野川会館第ホールで開催されます。

次のページに参りまして、6件目です。東日本たのしい授業フェスティバルです。東日本たのしい授業フェスティバル実行委員会の主催で、3月28日～29日まで、北とぴあで行われます。

7件目は、星美学園短期大学公開講座です。星美学園短期大学の主催で、5月8日～平成28年2月6日までの間、星美学園短期大学で実施されます。なお、講座内容等につきましては、別紙2のとおりでございます。こちらをご高覧いただければと思います。

それでは、8件目、星美学園短期大学日伊総合研究所公開講演会 ルネサンスとはなにか-芸術と社会の関係性を読み解く-です。星美学園短期大学日伊総合研究所の主催で、7月18日に、星美学園短期大学大講義室で行われます。

おめくりいただきまして、9件目です。三智琴の会20周年記念演奏会です。琴伝流大正琴三智琴の会の主催で、5月23日に赤羽会館大ホールで開催されます。

続きまして、事業実績報告ですが、お示しの5件でございます。ご高覧ください。以上です。

檜垣委員長

本件について、ご質疑またはご意見はございますか。

加藤委員

委員長

檜垣委員長

加藤委員

加藤委員

名義使用の一番目の、屋鋪要氏による北区ベースボールアカデミーの前期についてですが、これは何名募集しているものなのでしょうか。おわかりでしたら、教えていただきたいのですけれども。

スポーツ施策
推進担当課長

委員長

檜垣委員長

スポーツ施策推進担当課長

スポーツ施策 推進担当課長	1年生から2年生に関しましては15名、3年生から4年生に関しましては20名、 5年生から6年生に関しましては20名と募集をかけているところです。 以上です。
加藤委員	分かりました。
檜垣委員長	ほかに、ご質疑またはご意見はございませんか。よろしいでしょうか。
	(質疑・意見なし)
檜垣委員長	ご質疑・ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了いたします。
	以上で、本日の日程全てを終了いたしました。
	これもちまして、平成27年第2回教育委員会臨時会を閉会いたします。